



目議第2346号
令和2年2月4日

様

目黒区議会議長
宮澤宏行

質問通告について

令和2年2月18日開会の第1回目黒区議会定例会における質問通告が下記のとおりありましたので通知します。

記

一般質問

質問者氏名 西村ちは
目安時間 35分

1 遺贈の受け入れ推進について

生涯未婚率や単身高齢者が増加しており、将来的に遺贈を検討する方が増えていくことが考えられる。平成30年に目黒区は自由が丘三丁目の不動産等の遺贈を放棄したが、今後発生する遺贈の希望を円滑に受け入れるために何ができると考えられるか。遺贈による寄附の受け入れを推進するための取り組みについて伺う。

2 廃棄を委託する物品について

(1) 廃棄委託後の取り扱いについて

品川区が業者に廃棄を委託した紙おむつなどの備蓄品が「平成26年度 品川区災害対策用品」という張り紙がついたまま、フリマアプリや通販サイトなどで転売されていた事例があった。また、神奈川県庁のサ

ーバーで大量の個人情報や内部情報を保存していたハードディスクが復元可能なデータが残ったまま横流しされた。これらのことは目黒区が廃棄委託をする物品についても起り得るのか。廃棄委託した物品の取り扱いについて伺う。

(2) 防災用備蓄品廃棄の見直しについて

区防災用備蓄品が転売された問題が明らかになると、区民から「捨てるのももったいない」と、そもそも廃棄の見直しを求める声が寄せられ、品川区では改めて、廃棄しない方法の検討を始めている。目黒区においても、備蓄後で一定の目的を果たしたとはいえ、使用可能な物品の大量廃棄はリユース・SDGsの観点から見直すべきではないか、所見を伺う。

3 区長の公用車の使用について

(1) 運行の記録について

区長の公用車使用の記録はどのように詳細が残されるのか。記録方法と項目、保存期間を伺う。

(2) ドライブレコーダーについて

区長の公用車はドライブレコーダーにより、車外・車内の映像と音声が記録されているか。記録されたデータは何時間程度保存され、誰がデータを確認することができ、その確認の可否は誰がどのような基準で判断をするのか。

(3) 公用車使用のモラルについて

区長は就任以来、選挙準備行為、あるいは寄席・映画館・スポーツクラブなど、私用の交通手段として公用車を使ったことはあるか、それについて伺う。

質問者氏名 いいじま 和代
目安時間 40分

「支え合う温かな目黒」をめざして、大きく2点7項目の質問をさせていただきます。

1 「SDGs」(持続可能な開発目標)の対策について

環境省と経済産業省は、全ての小売店にプラスチック製買い物袋(レジ

袋)の有料化を義務付ける制度の実施ガイドライン(指針)を公表しました。これを受けた経済産業省は、容器包装リサイクル法の関係省令を改正。今年7月1日に施行されます。そこで、目黒区における廃プラスチック製買い物袋(レジ袋)の対策について伺います。

- (1) 目黒区の「SDGs」廃プラスチックレジ袋の対策の現状を伺います。
- (2) 「障がい者アート」とコラボし、目黒区のオリジナルのエコバッグを作製して、「SDGs」を区民に、より見える形で、積極的に推進すべきと考えますが、所見を伺います。
- (3) 目黒区オリジナルエコバッグを、区役所職員及び教育関係者等、全ての人が購入し、目黒区全体にSDGsの大きな変革の波を、区役所内から起こすべきと考えますが、所見を伺います。

2 中高年のひきこもり「8050問題」について

平成30年度の内閣府調査で、中高年層(40歳~64歳)のひきこもりが、全国に約61万3千人いるとの結果が発表されました。若年層に限らず、世代を超えた社会の課題であることが明らかになりました。また、ひきこもりになってからの期間は、7年以上の割合が5割近くを占めていることが分かり、長期化の実態も浮かび上りました。そこで、目黒区の中高年ひきこもり「8050問題」について伺います。

- (1) 目黒区においても、まずは、ひきこもり実態調査を行い、中高年のひきこもりの実態の把握が必要と考えますが、所見を伺います。
- (2) 家族はひきこもる子の存在を、なかなか外に悩みを発信することができないため、横に繋がれないことが大きな課題です。「ひきこもりサポート養成講座」等で家族の方々の間を繋げ、目黒区の家族会をつくる必要があると考えますが、所見を伺います。
- (3) 目黒区においては、相談窓口が開設され、東京都ひきこもりサポートネットの相談員により相談を行っていますが、今後アウトリーチ事業も行う必要があると考えますが、所見を伺います。
- (4) 家族の会や当事者の方が気楽に集うことの出来る「居場所カフェ」が必要であると考えますが、所見を伺います。

質問者氏名 西 崎 つばさ
目安時間 45分

1 気候変動への対応

(1) 気候非常事態宣言

気候非常事態を宣言し、今までとは異なる次元で気候変動への対策に取り組むべきと考えるが、所見を伺う。

(2) 再生可能エネルギーの推進

機器や設備の導入補助にとどまらず、自治体として再生可能エネルギーの利用に取り組んでいくべきと考えるが、所見を伺う。

2 健康増進や予防医療と医療費の相関

健康増進や予防医療と医療費の相関について、所見を伺う。

3 スマート自治体に向けて

スマート自治体への波は確実に押し寄せている。2019年5月に成立したデジタル手続法、同月のスマート自治体研究会報告書、2018年5月に改正された地方公共団体におけるオンライン利用促進指針について、どう対応していくのか伺う。

質問者氏名 斎 藤 優 子
目安時間 65分

1 公益性の高い地域猫活動をする人たちを多方面からサポートをするべきではないか

目黒区でも飼い主のいない猫によって花壇や庭に糞をされる、発情期の鳴き声に迷惑している、同じ場所でおしっこをされる、子猫が産まれたなどのトラブルがある。この飼い主のいない猫を捕まえて、不妊・去勢手術をおこない、元の場所へ戻し、エサの管理、トイレの設置などを行う地域猫活動という活動をしている人たちがいる。地域に住む猫を殺処分されないよう管理し、減らしていく活動は公益性の高い活動である。高齢化や金銭的負担の大きさから、地域猫活動を続けられない人も増えている。捕獲率の低迷なども考慮すると野良猫が増える前に、行政として未来を見据えて長期的な視点に立って新規のボランティアを増やしていくかなければならない時期にきている。

様々な理由で地域猫活動をやめてしまった人がいる地域では野良猫の数

が増えていることを踏まえ、以下を伺う。

- (1) 飼い主のいない猫を捕まえて、手術を行い、元の場所へ戻し、エサを管理する地域猫活動の新規ボランティアを育成し、補助を行っていくべきではないか。
- ア 新たに地域猫の活動をしようとする方を増やすため積極的に告知を行い、捕獲の方法やノウハウなど講習を定期的に行うべきではないか。
- イ 他区では一定の条件を設けて、地域猫活動をしているボランティアに対し区が腕章を配布し、活動をバックアップしている。例えば、台東区では講習を受けた人に手帳と腕章を配布。品川区、新宿区、練馬区も腕章を配布している。ボランティアにとって腕章をつける大きな意味の1つめは警察から職質を受けなくなる、2つめは住民から不審に思われず、堂々と活動できることにある。区として活動する人を増やすためにも、執行率を上げるためにも、条件を設けて腕章を配布してはどうか。
- ウ 地域猫活動は公益性の高い活動だからこそ、団体・個人に対して活動助成金を出してはどうか。
- (2) 地域猫活動は猫好きのする活動だと思っている人も多く、十分周知されていない。地域に住む住民にも関係のある問題として、幅広く区民に理解を得られるように周知するべきと考えるがいかがか。
- (3) 不妊・去勢手術費助成制度の申請数も減少している。品川区のように事後でも補助がもらえる不妊・去勢手術費助成制度にしてほしいという声が上がっている。事前申請から事後申請でも使える助成制度に変れば、執行率も上がるため変更してはどうか。
- (4) 東京都動物愛護推進総合基本計画では、行政と都民、民間団体等との連携と協力のもとに「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を図ることを目的とすると記載されている。目黒区の「猫の適正飼養ガイドライン」はルールや理念だけにとどまらず、人と猫との共生をめざす「地域猫活動」により解決を図っているという区の方向性が理解できるよう、ガイドラインを改定すべきではないか。

2 目黒上空の実機飛行を見て、羽田低空飛行をどう考えているのか

2月2日午後1時30分、危険な羽田低空飛行は撤回せよと70名以上の区民が集まり、港区では住民訴訟、品川区では区民投票をすると報

告され、怒りと熱がさめないまま、2時30分目黒駅に向かってパレードも行われた。同日午後4時20分ごろ、とうとう実機飛行が始まり、羽田に向かう飛行機が目黒の上空を数珠つなぎで飛び、大きな騒音が途切れることはなかった。

以上を踏まえて区長の認識を伺う。

- (1) 区長は実機飛行を見て、どう思ったか。
- (2) 2月2日に羽田低空飛行撤回を求める集会に70名以上区民が集まり、翌朝テレビで放送され、今後、不安の声が広がることは明らか。国交省は実機飛行を強行し、東京都も国も地元の理解を得られたと言っているが、区長として本当に地元の理解を得られたと思っているのか。
- (3) 9月5日の私の一般質問に対し、「それでも羽田低空飛行の機能強化をはかることは首都圏の国際競争力の強化や訪日外国人のさらなる増加の観点から、やむを得ない」と答弁しているが、実機飛行を見て、それでも区長はやむを得ないとの見解なのか、伺う。
- (4) 低空飛行の騒音が原因で、心疾患や精神疾患になってしまい因果関係が証明されなければ、病気に対する補償はほとんどない。区長は28万人区民の命や財産、くらしを守る責任はあるはずだが、それでも国交省や国に対し、区民を守るための要望はしないのか。

3 駒場国家公務員住宅跡地の住民要求、行政課題の達成はどのように実現しようとしているのか

歴史的文化遺産である旧前田邸があり、渋谷に近い立地であるにも関わらず、静かな住環境で、文化の香りも漂う駒場。2018年から駒場国家公務員住宅跡地の活用に向けて区民から意見募集を行い、区は把握に努めてきた。団体から38件、意見数は81件と関心の高さを表している。2019年4月の中間まとめでは、多かった要望として、スーパーマーケット、コミュニティ施設、高齢者支援住宅、子育て支援住宅、防災関連施設、歩行空間や広場がある。その後、事業者を公募し、2019年9月にサウンディング調査を行い、12月に公表した。国は民間営業で地域の要求よりも企業側の儲けを優先する方針で動いている。以上を踏まえて伺う。

- (1) 民間業者側からすれば儲けのために、めいっぱい住宅が建つ計画を立ててくる可能性がある。住民要求や行政課題を追っているのは区だから、

しっかりと実現するために、あらゆる手段を使って、事業者に働きかけ達成できるよう、国に対して提案書をあげていくべきだと考えるがいかがか。

(2) 駒場地域ではコミュニティ施設内にレクリエーションホールや調理室の設備を設置してほしいという住民要求が強い。レクリエーションホールや調理室を利用するため、他の住区センターまで乗り換えなしで行ける公共交通手段もない。住民要求に基づいて、住民の立場に立って国や事業者に最大限働きかけるべきではないか。

質問者氏名 かいでん 和弘
目安時間 45分

1 区立図書館のこれからについて

目黒区立図書館に関するデータによると、過去10年間で目黒区全体の人口及び図書館の蔵書数が増えているにもかかわらず、図書館の登録者数、貸出者数、貸出点数、予約点数は全て減少傾向にあり、単純に蔵書数を充実させても利用者の増加につながるわけではないという現実が見てとれる。

パソコンやスマートフォンなどの情報機器が人口に膚炙し、その場での検索や電子書籍での読書などが当たり前になった今日、図書館だけが果たせる役割は相対的に低下している。そのような状況下で、仮にこれからも図書館が「一部の読書好きな層」だけを向いた経営に終始するようでは、図書館離れは止まらないであろう。だからこそ、からの図書館経営では、普段図書館に接点を持たない人を呼び込むきっかけづくりとして地域（館外）に出てイベントを実施するなど、図書館の側から地域と交流していく積極姿勢が欠かせないものと考える。

平成29年に策定された「目黒区立図書館基本方針」（以下、「基本方針」という。）にも重点的な取り組みとして、「区民・利用者の交流を深めるイベント開催など、異なる世代、異なる文化の人々がともに参加できる機会の提供によって、利用者と図書館、利用者と利用者など多方向な交流を促す」ことなど、図書館自らが交流の場づくりを行う旨の記述も多い。そこで以下の点について伺う。

【パネル使用】

- (1) 「基本方針」策定後の約3年間で、「利用者と図書館」ないし「利用者と利用者」の交流を目的とした取り組みとして、どのようなイベントを開催してきたか、実績を伺う。
- (2) 地域（館外）でのイベント開催に関して、今後の具体的な展開方法の展望を伺う。

2 学校図書館のこれからについて

アメリカでは「学校の心臓」という表現もされる学校図書館。その果たすべき役割は広範にわたり、読書活動や読書指導の場としての「読書センター」機能だけでなく、児童・生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、情報の収集・選択・活用能力を育成する「学習・情報センター」機能、教科指導のための研究文献のレファレンスを行う「教員のサポートセンター」機能など、活用法次第では「学校教育の中核」になる可能性も持った施設である。

ただし、学校図書館がこうした機能を十分に発揮するためには、読者と蔵書を結びつける学校司書の配置が不可欠である。この点に関して、例えばユネスコ学校図書館宣言では、「図書館職員と教師が協力する場合に、児童・生徒の識字、読書、学習、問題解決、情報及びコミュニケーション技術の各技能レベルが向上することが実証されている」ことから、「学校図書館には、訓練された職員…（中略）のための経費が十分かつ継続的に調達されなければならない。」と確認されている。こうした国際的な潮流を受け、日本でも平成27年に改正された学校図書館法第6条において、学校司書の設置が地方公共団体の努力義務として規定されたところである。

ところが、目黒区の区立小・中学校では、いまだ学校司書の配置に至らず、代わりに「学校図書館支援員」（有償ボランティア）で対応している。この「学校図書館支援員」制度は、報酬が支給される時間数の上限が決められている（小学校138時間、中学校238時間）など、活動に制限がかけられており、現行制度下では学校司書としての業務を全うすることが困難な状況にある。学校図書館を「学校教育の中核」へと高めるためには、「学校図書館支援員」の待遇改善が必要との考え方から、以下の点について伺う。

【パネル使用】

- (1) 学校図書館支援員の業務量は小学校の方が中学校よりも多くなる傾向がある（小学校の方が学級数が多く、独自の「図書の時間」への対応も必要なため）が、時間数の上限は小学校の方が少ない。
- ア 小学校、中学校それぞれの上限時間数の積算根拠は何か。
- イ 小学校が中学校よりも時間数が少ない理由は何か。
- (2) 学校図書館法第6条第2項において、学校司書への研修を行うことが地方公共団体の努力義務となっているが、本区では学校図書館支援員に対する研修を実施していない。学校によって学校図書館の業務の質に差が生じることのないよう、必要な処置を講じるべきと考えるが、区の所見を伺う。
- (3) 先般の学習指導要領の改訂により、主権者教育をはじめとする「現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容」が追加された。しかし、多忙な学校現場においては教師ひとりで独自の教材やカリキュラムを開発することは容易ではない。同改訂で、学校図書館を「生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かす」ことも求められていることを踏まえると、「教員のサポートセンター」及び「学習・情報センター」としての学校図書館の重要性は一層増していると言える。この機会に学校図書館支援員の時間数上限や立場まで含めた待遇改善に向けて再検討するべきであると考えるが、区の所見を伺う。
- (4) 学校図書館の機能強化のためには、区立図書館との密な連携も欠かせない。現在、区立小・中学校で区立図書館の図書資料を活用するためには、2週間前までに資料と配本車の申請をする必要がある。しかし学校現場では2週間より間近になってから追加資料が必要になることも多く、そういった場合に対応ができていない。
- 教育現場で頻繁に発生する急な資料の請求にも対応できるよう、柔軟な体制を構築するべきであると考えるが、区の所見を伺う。